

阿久比町デジタル・トランス
フォーメーション推進計画

令和6年3月

阿久比町

目 次

1 計画策定における基本的な考え方	1
(1) 計画策定の趣旨（背景と目的）	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	3
2 推進体制	4
3 重点取組事項	5
(1) 自治体フロントヤード改革の推進	6
(2) 情報システムの標準化・共通化	7
(3) マイナンバーカードの普及促進・利用推進	8
(4) セキュリティ対策の徹底	9
(5) B P R の実施及び A I ・ R P A の利用推進	10
(6) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・ 地域社会のデジタル化	11
(7) デジタルデバイド対策の推進	12
(8) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	13
(9) 職員の意識改革と人材育成の推進	14

1 計画策定における基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨（背景と目的）

人口の減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の低下、産業構造の変化、グローバルな競争など様々な課題を抱えるなか、国は今後の成長を実現する鍵として、ICT*を活用することにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会「Society 5.0*」を提唱し、日本が目指すべき未来の社会の姿を示すとともに実現に向けた取り組みを始めました。本町もICT活用に関する基本的な考え方や方向性を示した「阿久比町ICT活用計画」を策定し、ICT活用の推進に取り組んできました。

しかしながら、業務へのICT活用だけでは社会情勢の急激な変化やニーズの多様化への対応が難しくなり、これらに対応するためにはデジタルを用いた既存業務の変革（デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。))が必要であるという考え方が生まれました。そこで国は、令和2年10月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンに掲げ、行政のみならず社会経済活動全般のデジタル化を強力に推進する方針を示すとともに、令和2年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」にて、特に自治体が重点的に取り組むべき内容を示しました。これを受け、本町のDX取り組みの方向性を示し、積極的にDXを推進していくことを目的として、「阿久比町デジタル・トランスフォーメーション推進計画（以下、「阿久比町DX推進計画」という。）を策定します。

・ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

・Society 5.0（ソサエティ ゴーテンゼロ）

平成28年に政府が策定した「第5期科学技術基本計画」の中で提唱されている考え方で、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、第5の新たな社会を実現するというものです。情報社会（Society4.0）での問題点であった「情報や知識が共有されず、異なった分野間での連携がされていない」点を解決し、全てのモノとヒトがつながることで、さまざまな情報や知識が共有される社会とされています。

(2) 計画の位置づけ

阿久比町DX推進計画は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第14条に規定されている、地方公共団体が策定する施策並びに官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定されている、区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となります。

本町における「阿久比町DX推進計画」の位置づけとしては、「阿久比町ICT活用計画」を引き継ぐもので、本町のまちづくりの指針である「第6次阿久比町総合計画」を上位計画とし、整合性を図るものとします。

また、国や愛知県と連携しDX推進を行うため、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「自治体DX推進計画」、愛知県の「あいちDX推進プラン2025」を勘案し、整合性を図るものとします。

(参考)

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）

第十四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

第九条 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、めまぐるしく変化するデジタル技術の進化や、国・県などの施策を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度（令和）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
自治体DX推進計画 （国）			R3.12～R8.3									
あいちDX推進プラン2025 （県）			R3.4～R8.3									
第6次阿久比町総合計画 （町）			R3.4～R13.3									
阿久比町DX総合計画 （町）			阿久比町 ICT活用計画		R6.4～R9.3							

※国は令和3年12月、県は令和2年12月に計画を策定・公表。

※点線の矢印は次期計画の作成が予想される計画期間

2 推進体制

DX・デジタル施策の推進は、全庁的・組織横断的な体制のもと、各部署における主体的な取り組みが重要です。阿久比町のDXを推進していくうえで、それぞれの役割については以下のとおりとします。

○幹部会（町長、副町長、教育長、部長にて構成）

町のDXに関する施策について、方針等の決定を行います。

○部課長会（幹部会構成員に加え、課等長にて構成）

町DXを推進するため、部局間での業務等の調整を行います。

○DX推進事務局（検査財政課）

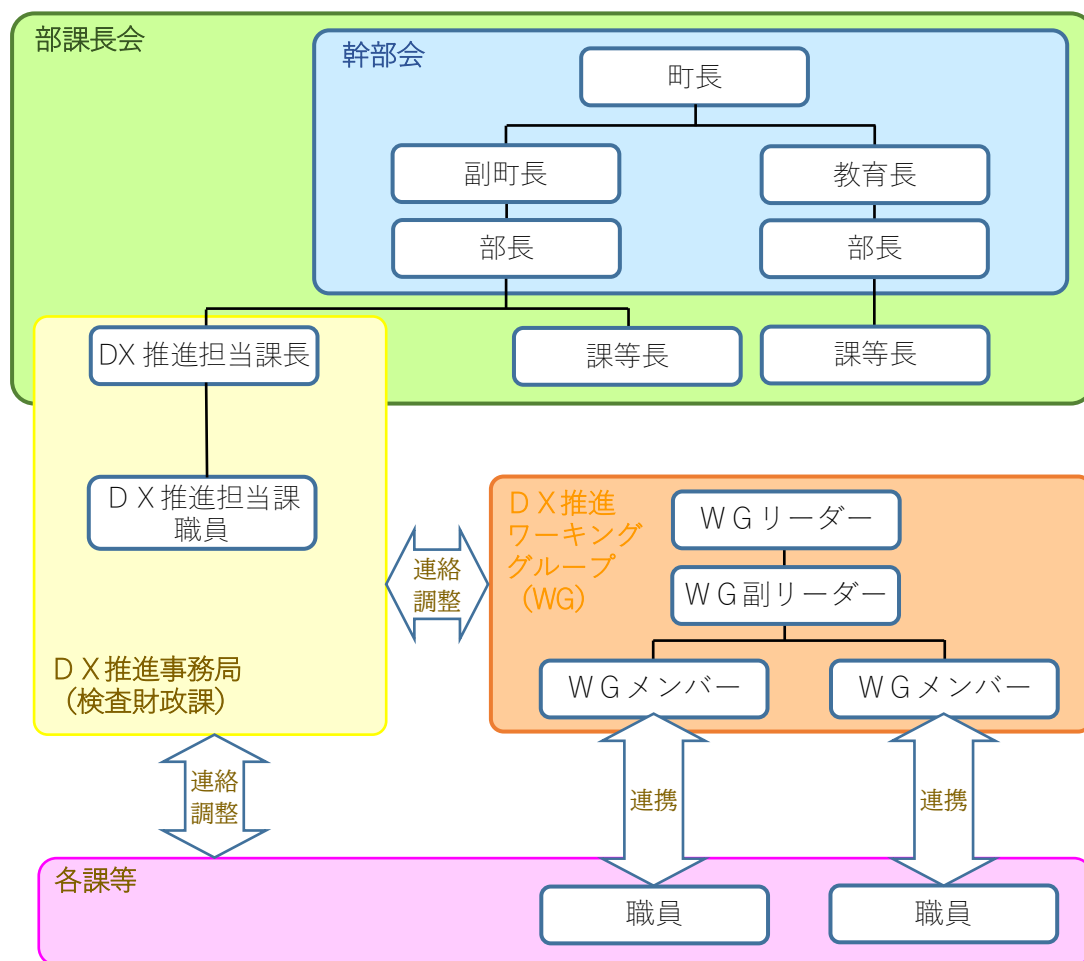
町DXを推進するため、各課等やDX推進ワーキンググループとの連絡調整を行います。

○DX推進ワーキンググループ（各課等から選任された職員により構成）

業務等で生じた課題に対して、DXの取組により解決する方法の検討等を行います。

○各課等職員

DXの取組を通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、主体性を持ってDX推進に参画します。



3 重点取組事項

DXによる住民サービス向上と業務効率化の実現に向け、本計画では次に掲げる9つの事項について重点取組事項とします。

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 情報システムの標準化・共通化
- (3) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- (4) セキュリティ対策の徹底
- (5) BPRの実施及びAI・RPAの利用推進
- (6) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (7) デジタルデバイド対策の推進
- (8) オープンデータの推進・官民データ活用の推進
- (9) 職員の意識改革と人材育成の推進

なお、デジタル化施策の実施には大きなコストを要するものもあることから、地方自治法第2条に規定する「最小の経費で、最大の効果を挙げる」べく、投資対効果の検証を十分に行いながら実施していきます。

重点取組事項 (1) 自治体フロントヤード*改革の推進

【取組方針】

人的・資金的な行政資源が益々制約されていく一方で、住民の生活スタイルやニーズの多様化が進んでいる現在の環境に対応するため、デジタルを活用した自治体フロントヤードの改革を推進する必要があります。

開庁時間内に庁舎に来庁できない、又は来庁しづらい方のため、行政手続きのオンライン化の推進に努めます。また、行政に関する質問に24時間365日答えられるよう、AIチャットボット*の回答を拡充し、正答率も向上できるよう努めます。

庁舎窓口に関しては、証明発行手数料などのキャッシュレス決済導入に向けた課題の抽出及び検討を行います。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オンライン申請に追加する行政手続きの検討			
オンライン申請できる行政手続きの追加			
AIチャットボットで回答できる質問数の追加及び正答率の向上			
証明発行手数料などのキャッシュレス決済導入に向けた課題の抽出及び検討			
証明発行手数料などのキャッシュレス決済導入			

・自治体フロントヤード

自治体と住民の接点となる庁舎窓口や公共施設など意味します。具体的には、行政手続きや行政からの通知、行政が行う広報やホームページなどが自治体フロントヤードに含まれます。

対して、住民と接点をもたない、自治体の内部事務などのことを「自治体バックヤード」といいます。

・AIチャットボット

リアルタイムに自動で短文の会話（チャット）を行うロボット（プログラム）のうち、AI（人工知能）による機械学習を活用し、会話内のキーワードから自動的に質問と返答を類推するものをいいます。

重点取組事項 (2) 情報システムの標準化・共通化*

【取組方針】

住民記録、地方税、福祉など地方公共団体が取扱う情報システムの標準化・共通化は、システムにかかるコストを抑えるのみならず、広域的、組織横断的な情報連携等による様々なオンライン化の実現など住民サービスの向上と業務の効率化を達成する重要な取り組みです。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、移行困難なシステムを除き、令和7年度までに標準化・共通化に対応したシステムをガバメントクラウド上で運用できるよう準備を進めます。なお、令和7年度までに移行が困難なシステムについても、できるだけ早く運用できるよう努めます。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準化対応システム移行準備	▶		
標準化対応システムへの移行		▶	
標準化対応システムの稼働		▶	

・情報システムの標準化・共通化

各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方公共団体が行う基幹20業務について、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ移行することとされました。

〈標準化・共通化の対象となる基幹20業務〉

- ①住民基本台帳 ②選挙人名簿管理 ③固定資産税 ④個人住民税 ⑤法人住民税
- ⑥軽自動車税 ⑦国民健康保険 ⑧国民年金 ⑨障害者福祉 ⑩後期高齢者医療
- ⑪介護保険 ⑫児童手当 ⑬健康管理 ⑭就学 ⑮児童扶養手当
- ⑯生活保護 ⑰子ども子育て支援 ⑱印鑑登録 ⑲戸籍 ⑳戸籍の附票

・ガバメントクラウド

国の全ての行政機関（中央省庁・独立行政法人など）や地方公共団体が共通で利用できるクラウドサービスのことです。




重点取組事項 (3) マイナンバーカードの普及促進・利用推進

【取組方針】

マイナンバーカードの交付が広まり、マイナポータル*の利用やその他マイナンバーカードの新たな活用方法の創造によって住民の利便性向上につながるよう、普及促進策の検討・実施を進めます。

また、マイナンバーカードの利用推進に関して、どのような分野でマイナンバーカードの活用ができるか調査・研究を行い、利活用の検討・実施を進めます。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マイナンバーカードの普及促進の実施			
マイナンバーカード利活用に係る調査研究			
マイナンバーカード利活用の検討・実施			

・マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスのことで、自身のパソコンやスマートフォンから、子育てや介護をはじめとする行政手続きをワンストップで行うことができます。また、行政機関等が保有するご自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできます。なお、マイナポータルの機能のうち、一部の機能の利用の際にマイナンバーカードが必要となります。




重点取組事項 (4) セキュリティ対策の徹底

【取組方針】

情報セキュリティは、職員の効率的な働き方の実現、新しい住民サービスの迅速な提供を行うためのサービスの導入を検討するうえで前提条件ともいえる非常に重要なものです。情報セキュリティに不備があると、本町の情報取扱いに対する住民の信頼を損なうことにつながります。そのため、物理的・人的なセキュリティ対策の徹底を図ります。

令和7年度のガバメントクラウド利用に向けて、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシー*に関するガイドライン」を参考に、ネットワーク等の構成や本町の情報セキュリティポリシーの見直しを行います。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セキュリティ対策の実施			
ネットワーク等構成の見直し			
ガバメントクラウド利用に向けた 情報セキュリティポリシーの見直し			

・情報セキュリティポリシー

組織等において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のことで、組織内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などを定めたものです。





重点取組事項 (5) B P R*の実施及びA I・R P A*の利用推進

【取組方針】

R P Aについては、本町では令和元年度に導入し運用を行っていますが、情報システムの標準化・共通化を契機とした業務のB P Rを実施し、R P Aの利用により効率化を図ることのできる業務について検討を行い、R P Aの利用拡大に取り組みます。

A Iについては、技術の進歩により、生成A I*をはじめとして様々な分野においてA Iの利用が進んでいます。まずは生成A Iの活用についての調査研究を行い、業務へのA I活用を推進します。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報システムの標準化・共通化を契機としたB P Rの実施			
情報システムの標準化・共通化を契機としたR P Aの利用検討			
生成A Iを活用する分野等の調査研究			
生成A Iを活用するための検討チームの設置及びA Iの活用推進			

・B P R

Business Process Re-engineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略で、プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革することです。

・R P A

Robotic Process Automation（ロボティック プロセス オートメーション）の略で、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するものです。

・生成A I

従来のA Iは「既存の情報やデータ」などの分析、判別を行うことができたものでした。生成A Iは従来のA Iができなかった「新しい情報やデータ」を生成し、また生成するため学習することができるA Iです。現時点では画像生成、テキスト生成、動画生成、音声生成などに利用されています。

重点取組事項 (6) デジタル田園都市国家構想*の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

【取組方針】

デジタル田園都市国家構想の理念にある、住む場所や能力・貧富に関わらず、誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりを実現するため、地域企業と連携し、デジタル実装による地域課題解決に取り組みます。

また、デジタル実装により、申請書の記入簡略化、ワンストップ窓口、外国語対応など「住民にやさしい」窓口推進に取り組みます。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域企業と連携したデジタル実装による地域課題解決への取組			
申請書の記入簡略化、ワンストップ窓口、外国語対応など「住民にやさしい」窓口の推進			

・デジタル田園都市国家構想

令和3年に岸田文雄内閣総理大臣の下で発表された「新しい資本主義」の重要な柱の一つで、デジタルの力で「地域の個性と豊かさ」を活かし、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現していく構想です。人口減少や少子高齢化など地方が抱える問題をデジタルの力で解決し、都市部との格差をなくして、住む場所や能力・貧富に関わらず、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現することを目指します。

・ワンストップ窓口

証明書の交付申請やライフイベント(転入、転出、転居、婚姻、離婚、出生、死亡など)に伴う手続きにおいて、1つの窓口で完結する取り組みのことです。ワンストップ窓口の導入によって、住民は転入や転出、お悔やみといった手続きの際に、窓口を行き来する必要がなくなります。

重点取組事項 (7) デジタルデバイド*対策の推進




【取組方針】

令和5年6月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における目指すべきビジョンの一つである「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を推進するうえで、デジタルデバイドの是正を図ることは重要な取り組みです。

デジタルデバイド対策に取り組む民間事業者や地域住民と協力し、デジタル機器の操作に不慣れな方に対するデジタル活用支援を推進します。

また、パソコンやスマートフォンなどでの情報検索に不慣れな方でも、プッシュ通知により町からの情報を取得することができる防災・行政アプリ「アグナビ」の利用推進に努めます。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スマホ教室の実施			
行政防災アプリ「アグナビ」の新たな利用促進策の検討			
行政防災アプリ「アグナビ」の利用促進策の実施			

・デジタルデバイド

インターネットやパソコンのような情報通信技術を使える人と使えない人の間に生ずる、手にすることができる情報量や質の「差」のことで、「情報格差」とも呼ばれます。

デジタルデバイドには、

「個人間におけるデジタルデバイド」

(デジタルに慣れ親しんだ世代とあまりデジタルになじみのない世代など、性別や年齢、学歴、収入など、身体的・社会的条件の差により生まれる情報格差)

「地域間におけるデジタルデバイド」

(都市部と地方など、インターネット環境の差により生まれる情報格差)

「国家間におけるデジタルデバイド」

(先進国と発展途上国など、インフラ整備の差により生まれる情報格差)

など様々なデジタルデバイドがありますが、本計画では、個人間における情報格差のことを指します。

重点取組事項 (8) オープンデータ*の推進・官民データ活用の推進


【取組方針】

官民データ活用推進基本法第11条において、国及び地方公共団体は自らが保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような必要な措置を講じることとされています。

従来、各自治体が独自に作成・保有していたデータを共通の仕様（データ項目の統一、機械判読しやすいデータ形式、二次利用を可能とするライセンス）で公開し、それらのデータを連携されることで新たな価値の創出につながります。

本町でも、あいち電子自治体推進協議会推奨データセットに基づきオープンデータを作成し、令和3年3月より町ホームページにてオープンデータを公開していますが、新たな価値の創出に寄与するため、公開するオープンデータのさらなる拡充に努めます。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公開するオープンデータのさらなる拡充			

・オープンデータ

国や地方公共団体、事業所等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用（加工、編集、再配布等）が可能、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの のすべてを満たしたデータのことです。（オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）より抜粋）

国や地方公共団体はさまざまなデータを公表していますが、通常の著作物と同様に引用はできるものの、二次利用はできません。一方、オープンデータは必要なデータを自由に活用できる、CSVなど機械判読が可能なファイル形式で提供されているため大量のデータの加工に適しているなど、二次利用しやすい形式で作成されます。

単独で保有してはそれほど価値のないデータも、全国規模でデータを収集し、多種多様な情報と組み合わせることで、住民生活の利便性向上や新たなビジネスの創出につながるものと期待されています。




重点取組事項 (9) 職員の意識改革と人材育成の推進

【取組方針】

D Xを推進していくにあたっては、デジタル技術そのものに対する理解を深めるだけでなく、すべての職員が「デジタル化の意義や必要性」を理解し、今までのやり方にとらわれることなく、組織の文化・風土全体を変革させていくことが重要です。

職員一人ひとりがデジタル化の意義や必要性を認識し、住民サービスの向上や業務改善に向けて自ら考え行動できるよう、D Xの意識高揚を目的とした研修を実施するとともに、デジタル化の推進に伴う危険性も理解してもらう必要があるため、情報セキュリティやデジタルリテラシー*の向上を目的とした研修を実施するなど、全庁的な意識改革に向けた取り組みを推進します。また、令和3年度から実施しているD X推進ワーキンググループを引き続き開催するなど、デジタル人材育成に向けた取り組みを推進するとともに、D X人材の採用についても、外部人材の登用も含め検討を行います。

《年度スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員研修の実施			
D X推進ワーキンググループの開催			
D X人材の採用に向けた検討			

・デジタルリテラシー

デジタル技術を理解して適切に活用する能力のことです。リテラシー(Literacy)とは、「読み書きできる能力」を意味しており、それが転じて「ある分野について理解して活用できる能力」という意味で使われるようになっていきます。

